

インターンシップナビとやま企業及び団体登録利用規約

(総 則)

- 第1条 インターンシップナビとやまとは、インターネットの専用ウェブサイト及び電子メールを利用した、インターンシップに関する情報提供を行うポータルサイトをいいます。
- 2 インターンシップナビとやま企業及び団体登録利用規約（以下「本規約」といいます。）は、インターンシップナビとやまの適正な運営を図るために必要な事項を定めたものです。
- 3 インターンシップナビとやまに参加登録する企業及び団体は、本規約及び別に定める「個人情報の取扱いについて」のすべてに同意したものとします。

(目 的)

- 第2条 インターンシップナビとやまは、富山県内大学等に在籍する学生及び県外大学等に在籍する学生が、職業観を身につける、あるいは将来の職業選択に資することができるインターンシップを実施するためのインターンシップ参加企業及び団体の情報提供を行うことを目的としています。

(インターンシップナビとやまの管理運営等)

- 第3条 インターンシップナビとやまの管理運営等は一般財団法人富山勤労総合福祉センターと富山県インターンシップ推進協議会（以下「推進協議会」といいます。）が共同で設置する富山県インターンシップ推進センター（以下「運営者」といいます。）が行います。

(インターンシップのスキーム)

- 第4条 運営者が実施するインターンシップは次のスキームのものとします。

実習期間（実日数）	代表的な内容	夏期（8～9月）	夏期以外
短期：1～4日以内	① ②	△※	○
中期：5～10日程度	② ③	○	○
長期：20日以上	③ ④	○	○

注：夏期とは、8月から9月の期間をいいます。

※中長期インターンシップ実施の場合に限り短期インターンシップの実施可能。

①	企業研究タイプ	企業研究と企業(工場)見学などを行います
②	職場体験タイプ	企業の概要説明や見学、複数の部署での業務体験を行います
③	実務実習タイプ	実際に社員と同じ業務に取り組みます
④	専門研究タイプ	専門領域を活かして、特定のテーマに取り組みます

- 2 前項のうち、夏期に行うインターンシップについては、推進協議会に加盟する県内大学等はすべてインターンシップをカリキュラムの一環とし、一定の成果を上げた学生に対して「単位認定」を行っていますので、中期又は長期でかつ②から④のタイプのみを実施します。
- 3 前項のうち、短期のインターンシップについては、一般社団法人日本経済団体連合会が定めたインターンシップに関する指針のうち、次の各号を遵守した内容のものとしします。
 - ①プログラムの内容を事前に学生に公開する
 - ②教育的効果が望める内容となっている
 - ③企業及び団体の広報活動、あるいは選考活動につなげない

(登録及び登録情報の追加・変更並びに取消し)

第5条 インターンシップナビとやまへの登録、登録情報の追加、変更及び取消しの手続は、随時行うことができます。

- 2 登録は、別に定める登録手続によるものとしします。
- 3 登録情報は、追加・変更できるものとしします。
- 4 別に定める手続により登録の取消しをできるものとしします。取消後、登録情報はすべて削除されます。

(登録要件)

第6条 前条の登録の申し込みにあたり、次の各号すべてを満たしていることを要件としします。

- ①富山県内に主要な活動拠点（本社等）を有し、インターンシップを実施できる機能を有していること
- ②健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険の4保険すべてに加入していること。ただし、4保険の適用除外となる事業所を除く
- ③公序良俗に反する事業を行っていないこと

(審査項目)

第7条 前条の登録要件及び次の各号を満たさない場合又は登録を認めることが不相当と判断した場合は、申込みを受理しないものとしします。

- ①重大な労働関係等法令違反を行っていないこと
- ②悪質な商行為など、事業及びサービス内容が法令に反している又は社会倫理上問題がある企業、団体若しくは組織でないこと
- ③運営者が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に照らし合わせて、参加することが適当でない判断した業種でないこと
- ④過去3年以内に厚生労働省が公表する、新規学卒者の採用内定を取消しした企業でないこと

- ⑤民事再生法又は会社更生法の手続中の企業でないこと
- ⑥その他運営者が参加を認めることが適当でない判断した場合

(ID及びパスワード)

第8条 運営者は、企業及び団体専用ウェブサイトへのアクセスに必要なID及びパスワードを発行します。

- 2 ID及びパスワードは、企業及び団体が自らの責任で、使用、管理するものとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、売買又は担保設定等の行為を禁止するものとします。
- 3 盗難、その他の事情によって第三者がID又はパスワードを不正使用した場合など、企業及び団体の管理が不適切であることによって生じた損害は、すべて登録企業及び団体自らが負担するものとします。

(登録期間)

第9条 企業及び団体の登録期間は、4月1日から翌年3月31日の間とします。ただし、運営者が別に期間を定めた場合はその期間とします。

(登録料及び支払方法)

第10条 企業及び団体は、参加登録するにあたり登録料として年2万5千円を運営者に対し、支払うものとします。なお、企業及び団体が登録期間内にインターンシップナビとやまを利用しなかった場合や期間途中で登録を取り消した場合であっても、登録料の減額や返還は行わないものとします。

- 2 夏期(8～9月)に実施する中期インターンシップ又は長期インターンシップのみに参加する企業及び団体については、登録料を無料とします。
- 3 企業及び団体は、請求書を受領後、請求書発行月の翌月末までに運営者の指定する金融機関の口座へ支払うものとします。この際の、支払いに係る手数料は、企業及び団体が負担するものとします。

(登録期間の更新及び取消し)

第11条 既に登録済みの企業及び団体が登録の更新を希望する場合は、登録期間内に文書、メール等により事前に登録期間更新を申し出るとともに、運営者に登録料を納入することにより登録期間を更新することができます。

- 2 企業及び団体が、登録期間途中においてやむを得ず登録を取り消す場合は、運営者に対して事前に十分な期間をもって申し出るものとします。

(情報の登録及び修正)

第12条 企業及び団体が、自らの会社概要やインターンシップ情報等(以下「登録情報」といいます。)を登録するにあたり、運営者の事前の承認が必要となります。

2 企業及び団体が、自らの登録情報を追加、変更するときは、運営者の事前の承認が必要となります。

(登録情報の使用目的)

第 13 条 登録情報は、インターンシップの受入れ目的のためだけに使用し、その他の目的には使用しないものとします。

(禁止事項)

第 14 条 企業及び団体は、登録後その責めに負うべき事由により、運営者又は第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとします。

2 企業及び団体は、登録にあたり、次の各号の定める行為を禁止するものとします。

①意図的に虚偽の情報を登録、改ざんし提供する行為

②運営者、他の企業及び団体、インターンシップナビとやま利用者又は第三者の肖像権、その他の知的所有権、プライバシー等を侵害、誹謗又は中傷する行為、犯罪に結びつく行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれのある行為、インターンシップナビとやまの利用を通じて入手した利用者の個人情報等を、営利を目的として使用する等の行為

(登録取消)

第 15 条 運営者は、企業及び団体が以下の各号いずれかに該当すると判断したときは、当該企業及び団体への事前の通知及び承諾を得ることなく、登録を抹消することが出来るものとします。なお、この場合において第 10 条に定める登録料の減額や返還は行わないものとします。

①本規約の条項に違反したとき

②差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき

③事業の全部又は重要な部分を他に譲渡したとき

④事業を廃止したとき、又は清算に入ったとき

⑤法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったとき

⑥その他本規約に定める事項を遂行できる見込みがなくなったとき

2 企業及び団体は、前項に定める事項に該当する事由が発生した場合は、速やかに運営者に報告するものとします。

(免責)

第 16 条 運営者は、次の各号に定める事項については、一切の責任を負わないものとします。

①インターンシップナビとやまの品質及び機能に関する、完全性、正確性及び有用性等の保証（漢字等表記に関しては一部非対応の場合があります。）

- ② インターシップナビとやまに登録される情報の保護及びインターネットを経由して行われる情報の送受信について、不可抗力によるデータの消失や流失、第三者による盗聴、改ざん、不正利用等
- ③ 前号のほか、インターシップナビとやまのあらゆるデータの変更及び消去
- ④ その他運営者の責めによらない事由により生じた損害

(インターシップナビとやまの停止・終了等)

第 17 条 運営者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、企業及び団体へ事前の通知及び承諾を得ることなく、インターシップナビとやまを停止、変更又は終了できるものとします。

- ① インターシップナビとやまを運用するシステムの定期保守、更新及び突発的な故障並びに緊急の場合
- ② 通常講ずべき対策では防止できないコンピュータウイルス被害、火災、停電、天災事変などの不可抗力によりインターシップナビとやまの提供が困難となった場合
- ③ その他不測の事態により、運営者がインターシップナビとやまの運営を困難と判断した場合

(非公開情報の第三者への開示)

第 18 条 運営者は、原則として企業及び団体の同意を得ることなく、登録情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、関係法令に違反しない範囲において、企業及び団体の同意なく登録情報を開示又は提供することがあります。

- ① 第三者に不利益を及ぼす事象が生じ、運営者が企業及び団体の登録情報を提供する必要があると判断した場合
- ② 裁判所から、法令に基づく開示を命じる判決若しくは命令を受けた場合又は警察などの公的機関から、法令に基づく捜査権限による正式な照会を受けた場合
- ③ 企業及び団体自ら運営者に対し、第三者への開示又は提供について指示があった場合

(再委託)

第 19 条 運営者は、インターシップナビとやまの一部の作業を再委託できるものとし、再委託先の選任、監督及び再委託先が行った作業結果については、運営者がすべての責任を負うものとします。

(知的財産権)

第 20 条 インターシップナビとやまのコンテンツ、デザイン及びシステム等に関する知的財産権は運営者に帰属し、著作権法、商標法及び意匠法等により保護され

るものとします。ただし、企業及び団体が作成又は登録した情報、写真等については、この限りではありません。

(規約の変更)

第 21 条 運営者は、本規約を随時変更できるものとします。変更内容は、専用ウェブサイト上に 2 週間表示した時点で、すべて企業及び団体が承諾したものとみなします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 22 条 インターシップナビとやまの利用に関し、企業及び団体と運営者との間で訴訟の必要が生じた場合は、日本法を準拠法とし、富山簡易裁判所又は富山地方裁判所を企業及び団体と運営者の第一審の専属的合意裁判所とするものとします。

附 記

- 1 この規約は平成 29 年 12 月 1 日から施行します。
- 2 平成 29 年度及び平成 30 年度に係る登録料の支払いなど、経過的に必要な事項に関しましては、別に運営者が企業及び団体等に連絡します。
- 3 平成 30 年 3 月 15 日 一部改訂